

平成18年6月12日

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号
システムズ・デザイン株式会社
代表取締役社長 細 谷 徳 男
(証券コード 3766 JASDAQ)

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
センチュリーハイアット東京 地下1階『白鳳』の間
(末尾の会場ご案内図を参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項 第40期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書報告の件
決議事項
第1号議案 第40期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（24頁から33頁）に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

I. 営業の概況

1. 営業の経過および成果

(1) 営業の状況

当期におけるわが国経済は、海外での政情不安や原油価格高騰の長期化など経済環境は一部不透明感があるものの企業収益の改善、設備投資の増加、個人消費の持ち直しを背景に景気は緩やかな回復基調で推移しております。

情報サービス産業の分野においては、依然として市場環境は厳しい状況がつづいており、低価格化、高品質化、効率化に向けた取組みが一層重要になってきておりますが、企業の情報技術に対する投資姿勢は回復基調で推移いたしました。

このような状況のもと、当社は永年の取引先との間の業務を継続して受注することを核として、継続案件の維持、拡大を図るとともに新規案件および新規顧客の獲得に注力してまいりました。また平成18年2月には本社を移転し、業容の拡大と企業価値の増大を図り、より特徴のある総合情報サービス企業への進化を目指してまいりました。

この結果、情報処理サービス事業においては、生産管理体制の強化および業務効率を向上させることにより、積極的な営業活動を行いました。が、価格競争激化に伴う受注減、受注単価の下落等の影響により、売上高は前期比6.6%減の2,025百万円に留まりました。

システム開発事業につきましては、価格競争を始め依然として厳しい状況がつづいている中、システム開発への設備投資の回復が見られたこととともに、いたづらに売上拡大を志向することを避け、前期からの生産性重視の受注政策を徹底いたしました。この結果、売上高は前期比7.8%増の2,388百万円となりました。

アッセンブリー事業につきましては、受注単価の見直しによる影響がありました。が、主要顧客からの受注は順調に推移いたしました。この結果、売上高は前期比4.9%増の719百万円となりました。

これらの結果、当社全体としての当期の業績は、売上高5,133百万円（前期比1.2%増）、経常利益319百万円（前期比6.4%減）、当期純利益155百万円（前期比20.6%減）となりました。

(2) 事業別売上高

事業別	売上高(千円)	構成比(%)	前期比(%)
情報処理サービス事業	2,025,560	39.5	93.4
システム開発事業	2,388,607	46.5	107.8
アッセンブリー事業	719,397	14.0	104.9
合計	5,133,565	100.0	101.2

2. 営業成績および財産の状況の推移

区分	第37期	第38期	第39期	第40期 (当期)
売上高(千円)	5,490,230	5,426,620	5,070,368	5,133,565
経常利益(千円)	206,364	224,358	341,536	319,683
当期純利益(千円)	87,399	120,318	195,772	155,477
総資産(千円)	3,439,322	3,493,179	3,965,848	3,954,202
純資産(千円)	2,583,012	2,685,059	3,019,951	3,119,793
1株当たり純資産(円)	706.46	732.77	760.70	787.40
1株当たり当期純利益(円)	20.86	28.17	47.06	33.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
なお、第37期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第37期において、1株につき20株の株式分割を行っております。

3. 資金調達状況

当社は平成17年3月9日のジャスダック上場に際し、平成17年3月8日を払込期日とする公募増資により167百万円を調達いたしました。なお、資金使途計画および資金充当実績は概略以下のとおりであります。

(1) 資金使途計画

調達資金は経営基盤の強化と安定した成長を実現するために、設備資金および開発要員の増員・教育関連費用に充当する計画であります。

(2) 資金充当実績

平成17年3月8日を払込期日とする公募増資の資金使途は概ね計画どおり、次のように実施いたしました。

使 途 目 的	金 額	実 施 年 月	備 考
開発要員の増員・ 教育関連費用	25百万円	平成17年4月～ 平成18年3月	開発要員の増員のための 募集費等
設 備 資 金	34百万円	平成18年2月	事務所移転費用
設 備 資 金	47百万円	平成18年2月	建物附属設備取得費用
設 備 資 金	19百万円	平成18年2月	工具器具備品取得費用
合 計	127百万円		

4. 設備投資状況

当期中において実施いたしました設備投資等は総額67百万円であり、その主なものは次のとおりであります。また、当期中において実施した固定資産の売却、撤去、滅失は総額12百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当期中に完成した主要設備

本社	建物附属設備	34百万円	管理本部他
本社	工具器具備品	16百万円	管理本部他
渋谷	建物附属設備	13百万円	情報処理サービス事業
渋谷	工具器具備品	2百万円	情報処理サービス事業

② 当期中に除却した主要設備

本社	建物附属設備他	11百万円	管理本部他
----	---------	-------	-------

③ 当期継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

5. 会社が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、企業収益の改善、設備投資の増加、個人消費の持ち直しを背景に景気は緩やかながらも好転の兆しが見え始めましたが、依然として市場環境は厳しい状況が続くものと思われま

す。情報サービス産業の分野においては、更に競争が激化することが予想されます。当社といたしましては、この競争に打ち勝つために、また多様な事業目的を通じて社会的貢献のできる会社として認知され信頼される会社となるべきことを目指して、以下の諸施策を実行し、更なる経営基盤の強化を図り、安定した成長を実現してまいり所存であります。

① 情報管理について

当社が営む業務の殆どは守秘義務が厳格に求められ、特に情報処理サービス事業においては個人情報と大量に取り扱っており、取引先からも情報管理についての強化を求められております。また、システム開発事業においても顧客の機密情報を取り扱う事が稀ではなく、情報処理サービス事業と同様に情報管理の十分な対策を求められております。

当社では、平成16年6月に「プライバシーマーク」を取得し、十分な管理体制と個人情報の適切な取り扱いを行っていますが、今後においても事業環境の変化や当社の業態にあわせ迅速な対応を心掛け、万全の対応を心掛ける所存であります。

当社では、現行の運用規定に則り適正な情報管理を行うとともに、今後の受注状況や社会変化に柔軟に対応し、情報の漏洩や毀損・改竄等の事故を未然に防止するとともに、万が一不測の事態により事故等が発生した場合には迅速な対処を行い、当社の信用失墜を招くような事態にはならないよう、細心の注意を以って望む所存であります。

② システム開発事業の技術力強化について

システム開発事業においては国内景気の回復に伴い、受注の増加が見込まれます。しかしながら、お客様のニーズは多様化・複雑化しており、また厳しい価格競争を求められております。このような状況の中で優位を保つためには差別化されたより高い技術力が不可欠であります。そのため、より高度な専門技術・管理技術の向上に向けた人材育成に努め、教育体制を整備し、技術力の強化を図ってまいります。

③ 優秀な人材の確保について

当社は業容拡大のためにシステム開発事業をコアビジネスとして重要視しており、そのためには技術者の人材確保と強化・育成が課題であると認識しております。特に、開発案件の鍵を握るプロジェクトマネージャーや開発の上流工程における提案力のある技術者の確保が不可欠であり、今後ともこれらの人材確保を主眼とした積極的な採用活動を行う所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

II. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 主要な事業内容

当社は、総合情報サービス会社として下記の事業を営んでおります。

- (1) 情報処理サービス事業
- (2) システム開発事業
- (3) アッセンブリー事業

2. 主要な事業所

本 社	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
渋谷センター	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号
大阪支社	大阪府大阪市北区天満橋
山梨営業所	山梨県甲斐市
山梨竜王センター	山梨県甲斐市

3. 株式の状況

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 会社が発行する株式の総数 | 15,760,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 3,940,000株 |
| (3) 株主数 | 933名 |
| (4) 1単元の株式数 | 500株 |

(注) 平成17年6月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、会社が発行する株式の総数は同日より9,360,000株増加し、15,760,000株となっております。

(4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数 (株)	議 決 権 比 率 (%)	持 株 数 (株/口)	出 資 比 率 (%)
川 島 正 夫	1,253,000	31.85	—	—
ユービーエスエイジーロンドンアジア ア エ ク イ テ イ ー ズ システムズ・デザイン社員 持 株 会 社	182,000	4.63	—	—
武 藤 英 樹	135,000	3.43	—	—
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100,000	2.54	—	—
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	100,000	2.54	—	—
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100,000	2.54	—	—
飯 豊 和 子	99,500	2.53	—	—
み ず ほ キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	95,500	2.43	—	—
城 北 信 用 金 庫	62,500	1.59	—	—

(注) 株式会社みずほ銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式10.51株（出資比率0.00%）を所有しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

① 取得株式

普通株式	4,980株
取得価額の総額	3,617千円

② 処分株式

該当事項はありません。

③ 失効手続きをした株式

該当事項はありません。

④ 決算期における保有株式

普通株式	6,000株
------	--------

4. 従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
235	10	35.9	7.9

(注) 上記には、臨時雇用者は含まれません。

5. 企業結合の状況

(1) 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イメージ・テン	10百万円	100%	データ入力業務
有限会社イメージ・テン(5社)	各社3~4百万円	50%	データ入力業務

(注) 1. 有限会社イメージ・テン5社は実質的に支配している会社であり、間接所有しております。

2. 当会計年度において、有限会社イメージ・テン1社を解散いたしました。

(2) 企業結合の経過

1. 有限会社イメージ・テン（所沢）の解散

有限会社イメージ・テン（所沢）は、当社データソリューション業務の処理センターの一部として機能してまいりましたが、平成17年11月30日付けで解散しました。この解散は、同業務の発展・拡大に向けたグループ体制の再構築に伴い、業務の選択と集中を目的とするものであります。

2. 株式会社アイデスの株式取得（子会社化）

当社は平成18年3月31日開催の取締役会決議にもとづき、株式会社アイデスの株式を取得して子会社としました。詳細につきましては、後記の「8. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実」（9頁）に記載のとおりであります。

(3) 企業結合の成果

連結対象会社は上記の重要な子会社を含め6社であります。当期の連結売上高は5,133百万円（前期比1.2%増）、連結経常利益は317百万円（前期比9.3%減）、連結当期純利益は154百万円（前期比23.0%減）となりました。

6. 主要な借入先

該当事項はありません。

7. 取締役および監査役の氏名、会社における地位および担当または主な職業

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	細 谷 徳 男	
代表取締役副社長	藤 浪 潤	営業本部長（兼務）
取締役会長	川 島 正 夫	
常務取締役	佐 藤 哲 雄	経営企画本部長
常務取締役	岡 本 芳 明	システム事業本部長
常務取締役	関 根 秀 樹	管理本部長
取締役	坂 川 進	アウトソーシング事業本部長
監査役	山 本 ケ イ 子	
監査役	吉 野 嘉 一	
監査役	柳 田 克 男	

(注) 1. 監査役山本ケイ子は婚姻による氏名変更（旧姓：堀井）

2. 当営業年度中の取締役および監査役の異動

平成17年6月28日開催の第39期定時株主総会において次の各氏が異動となりました。

代表取締役社長（退任） 武藤 英樹

取締役（退任） 堀井 ケイ子（現：山本 ケイ子）

取締役（就任） 坂川 進

8. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社は平成18年3月31日開催の取締役会決議にもとづき、株式会社アイデスの株式を取得して子会社としました。

(1) 株式取得の目的

当社の主力業務であるソフト開発受託業務に関して、長年に亘り両社が蓄積してきた技術、ノウハウ、および豊富な人材の活用により、多様化する顧客ニーズへの対応力を強化し、更なる事業領域の拡大と企業価値の向上を図るため株式を取得し子会社化いたしました。

(2) 対象会社の概要

商号：株式会社アイデス

代表者：嶋村 明彦

所在地：大阪府大阪市中央区備後町1-4-9

事業の内容：w e b系、オープン系を中心とした広範囲なシステムの受託開発・ホスティングサービス、自社開発ソフトおよびメンテナンス等

売上高：652百万円（平成17年8月期 実績）

資本の額：60百万円

(3) 株式取得の概要

株式取得日：平成18年4月4日

取得株式数：98,300株

取得価格：総額133百万円（1株につき1,359円）

取得後の持分比率：81.9%

支払資金の調達および支払方法：自己資金

※ 本営業報告書の数値は表示単位未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,047,494	流 動 負 債	664,030
現金及び預金	1,975,777	買掛金	47,396
受取手形	12,310	未払金	379,382
売掛金	935,313	未払費用	23,338
たな卸資産	53,481	未払法人税等	27,920
前払費用	10,443	未払消費税等	21,025
繰延税金資産	59,700	前受金	38,517
その他の	752	預り金	21,020
貸倒引当金	△284	賞与引当金	105,428
固 定 資 産	906,707	固 定 負 債	170,378
有 形 固 定 資 産	319,697	退職給付引当金	137,038
建物	162,090	役員退職慰労引当金	33,340
構築物	289	負 債 の 部 合 計	834,408
機械装置	19,214	資 本 の 部	
車輛運搬具	5,564	資本金	333,906
工具器具備品	30,465	資本剰余金	293,182
土地	102,073	資本準備金	293,182
無 形 固 定 資 産	21,236	利益剰余金	2,477,621
電話加入権	6,762	利益準備金	25,743
専用回線	570	任意積立金	1,916,671
ソフトウェア	13,903	別途積立金	1,916,671
投 資 其 他 の 資 産	565,773	当期未処分利益	535,207
投資有価証券	102,417	株 式 等 評 価 差 額 金	19,561
子会社株式	55,920	自 己 株 式	△4,479
出資金	100	資 本 の 部 合 計	3,119,793
従業員長期貸付金	14,059	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	3,954,202
保証金	140,995		
保険積立金	117,474		
会員権	60,000		
繰延税金資産	74,807		
資 産 の 部 合 計	3,954,202		

損 益 計 算 書

(平成17年 4月 1日から
平成18年 3月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
経 常 損 益 の 部		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		5,133,565
売 上 高		
営 業 費 用		
売 上 原 価	4,225,956	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	602,040	4,827,997
営 業 利 益		305,568
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	350	
受 取 配 当 金	501	
家 賃 収 入	6,073	
保 険 事 務 手 数 料	1,060	
投 資 事 業 組 合 収 益	9,006	
雑 収 入	3,296	20,288
営 業 外 費 用		
賃 貸 資 産 原 価	4,286	
保 険 解 約 損	1,886	6,173
経 常 利 益		319,683
特 別 損 益 の 部		
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	131	131
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,352	
固 定 資 産 除 去 損	11,023	
事 務 所 移 転 費 用	34,239	46,615
税 引 前 当 期 純 利 益		273,199
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	106,826	
法 人 税 等 調 整 額	10,894	117,721
当 期 純 利 益		155,477
前 期 繰 越 利 益		379,729
当 期 未 処 分 利 益		535,207

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品……………総平均法による原価法

(2) 原材料……………総平均法による原価法

(3) 仕掛品……………個別法による原価法

(4) 貯蔵品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法によっております。なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～60年
機械装置	5～8年
車輛運搬具	5～6年
工具器具備品	4～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権については個別債権の回収可能性を考慮した、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に対応する金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務および年金資産残高（簡便法）に基づき計上しております。

- (4) 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、商法施行規則43条に規定する引当金であります。
5. リース取引の処理方法
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。

会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社に対する短期金銭債務 32,490千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 357,542千円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機およびその周辺機器、その他事務用機器があります。
5. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 19,561千円
6. 発行済株式総数 3,940,000株
 普通株式
7. 自己株式数 6,000株
 普通株式

(損益計算書関係)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引高 56,572千円
 仕入高
 営業取引以外の取引高（保養所利用料） 190千円
3. 1株当たり当期純利益 33円86銭

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位: 千円)

繰延税金資産 (流動)	
未払事業税否認	3,521
未払事業所税	1,811
未払費用	9,495
賞与引当金損金算入限度超過額	42,898
その他	1,971
繰延税金資産合計	<u>59,700</u>
繰延税金資産の純額	<u>59,700</u>
繰延税金資産 (固定)	
一括償却資産	1,626
投資有価証券評価損否認	11,764
退職給付引当金超過額	55,760
役員退職慰労引当金	13,566
ソフトウェア償却否認	1,242
投資事業組合損失	4,267
繰延税金資産合計	<u>88,228</u>
繰延税金負債	
株式等評価差額金	<u>△13,420</u>
繰延税金負債合計	<u>△13,420</u>
繰延税金資産の純額	<u>74,807</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異についての、差異の原因となった主要な項目は次のとおりであります。

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
住民税均等割額	0.9%
その他	<u>△0.2%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.1%</u>

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度、適格退職年金および厚生年金基金を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△215,781
年金資産	78,743
退職給付引当金	<u>△137,038</u>

当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	63,295
退職給付費用	<u>63,295</u>

当社は退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

5. 厚生年金基金の資産

当社は全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しており、同基金の年金資産残高のうち当社の加入人数割に基づく年金資産残高は919,263千円であります。

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額	
当 期 未 処 分 利 益		535,207,347
これを次の通り処分いたします。		
利 益 処 分 額		
利 益 配 当 金 (1株につき10円)	39,340,000	
取 締 役 賞 与 金	22,180,000	61,520,000
次 期 繰 越 利 益		473,687,347

(注) 利益配当金は、自己株式6,000株分を除いて算出しております。

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

システムズ・デザイン株式会社

代表取締役社長 細谷徳男殿

私たち監査役は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第40期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表および損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表および損益計算書は、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令および定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は、認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社は、平成18年3月31日開催の取締役会決議にもとづき、同年4月4日付で株式会社アイデスの株式を譲受け、同社を子会社としました。

平成18年5月22日

システムズ・デザイン株式会社

監 査 役 山 本 ケ イ 子 ㊞

監 査 役 吉 野 嘉 一 ㊞

監 査 役 柳 田 克 男 ㊞

以 上

(ご参考)

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,143,039	流 動 負 債	665,310
現金及び預金	2,068,380	買掛金	47,396
受取手形及び売掛金	947,623	未払金	374,782
たな卸資産	54,257	未払法人税等	28,351
繰延税金資産	59,700	賞与引当金	105,428
その他	13,361	その他	109,351
貸倒引当金	△284	固 定 負 債	170,378
固 定 資 産	895,746	退職給付引当金	137,038
有形固定資産	357,003	役員退職慰労引当金	33,340
建物及び構築物	178,049	負 債 の 部 合 計	835,688
機械装置及び運搬具	24,779	少数株主持分	
土地	123,371	少数株主持分	45,330
その他	30,804	資 本 の 部	
無形固定資産	22,000	資本金	333,906
ソフトウェア	13,903	資本剰余金	293,182
その他	8,096	利益剰余金	2,515,594
投資その他の資産	516,741	株式等評価差額金	19,561
投資有価証券	102,417	自己株式	△4,479
長期貸付金	14,059	資 本 の 部 合 計	3,157,766
繰延税金資産	74,807	負債、少数株主持分	
その他	325,457	及び資本の部合計	4,038,785
資 産 の 部 合 計	4,038,785		

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
売上高		5,133,565
営業費用		
売上原価	4,177,419	
販売費及び一般管理費	667,164	4,844,584
営業利益		288,980
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	351	
受取配当金	503	
家賃収入	8,047	
消費税等受入額	101	
連結調整勘定償却額	13,728	
投資事業組合収益	9,006	
雑収入	3,771	35,509
営業外費用		
貸貸資産原価	4,688	
保険解約損失	1,886	
雑損失	114	6,689
経常利益		317,801
特別損益の部		
特別利益		
投資有価証券売却益	131	131
特別損失		
固定資産売却損	1,412	
固定資産除去損	11,047	
事務所移転費用	35,501	47,961
税金等調整前当期純利益		269,971
法人税、住民税及び事業税	105,548	
法人税等調整額	10,894	116,443
少数株主損失		△953
当期純利益		154,481

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の状況

① 連結子法人等の数 6社

② 主要な連結子法人等の名称

㈱イメージ・テン、㈱イメージ・テン（立川）、㈱イメージ・テン（八王子）、
㈱イメージ・テン（相模原）、㈱イメージ・テン（座間）、㈱イメージ・テン
（亀戸）

㈱イメージ・テン（所沢）については当連結会計年度において清算手続きが完了したことにより、連結の範囲から除いておりますが、当連結会計年度の損益計算書のみ連結しております。

(2) 非連結子法人等の状況

連結の範囲から除外した子法人等はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等の状況

非連結子法人等はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子法人等および関連会社

非連結子法人等および関連会社はありません。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、㈱イメージ・テン（立川）、㈱イメージ・テン（八王子）、
㈱イメージ・テン（相模原）、㈱イメージ・テン（座間）、㈱イメージ・テン（亀戸）の決算日はそれぞれ5月31日、9月30日、2月28日、8月31日、1月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 重要な会計方針等

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品……………総平均法による原価法

原材料……………総平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法によっております。なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15～60年
機械装置及び運搬具	5～8年
その他	4～6年

- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権については個別債権の回収可能性を考慮した、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産残高（簡便法）に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められているもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項
 連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項
 連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 377,629千円
3. 発行済株式総数 普通株式 3,940,000株
4. 自己株式数 普通株式 6,000株

(連結損益計算書関係)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益 33円61銭

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 システムズ・デザイン株式会社
代表取締役社長 細 谷 徳 男
2. 総株主の議決権の数 7,868個

3. 議案および参考事項

第1号議案 第40期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、添付書類17頁に記載のとおりといたしたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、企業体質の強化と今後の積極的な事業展開に備えるため、内部留保に努めてまいるとともに、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき10円といたしたいと存じます。

当社取締役会は、本議案内容を適法かつ適切と判断して提出しております。また、監査役の意見につきましては、添付書類18頁の監査報告書に記載のとおりです。

また、役員賞与につきましては、当期の業績を考慮し、取締役7名に対し、2,218万円支給させていただきたいと存じます。取締役が2名減員のため、前期に比べ138万円減少しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は平成18年2月に、本社主要部門を現在の東京都杉並区へ移転いたしました。これに伴い、本店機能の強化と業務の一層の効率化を図るため、本店の所在地を東京都渋谷区から東京都杉並区に変更するものがあります。(変更案第3条)

(2) 会社法(平成17年法律第86号)ならびに会社法施行規則(平成18年財務省令第12号)および会社計算規則(同13号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、変更、新設、削除等を行うもので、その主な内容は次のとおりであります。

- ①「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により現行定款に定めがあるものとみなされている事項について、当該規定を新設するものであります。(変更案第4条、第7条、第11条)

- ② 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限する規定を新設するものであります。（変更案第10条）
- ③ 株主総会の参考書類について、インターネットを利用して開示することで、より充実した情報の開示を行うことができるよう、当該規定を新設するものであります。（変更案第16条）
- ④ 議決権の代理行使について、代理人の数を明確にするため所要の変更を行うものであります。（変更案第18条）
- ⑤ 取締役会を機動的・効率的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第26条（取締役会の決議方法等）第2項を新設するものであります。
- ⑥ その他、会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	< 現行どおり >
(商号)	
第1条 当社は、システムズ・デザイン株式会社と称し、英文では、SYSTEMS DESIGN Co., Ltd. と表示する。	
(目的)	< 現行どおり >
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	
1. 電子計算機による情報処理ならびに情報提供に関する業務	
2. 電子計算機による経営組織の立案および経営指導に関する業務	
3. コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、及びサービスの提供	

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. コンピュータ、電話等のネットワークを使った通信情報サービス業</p> <p>5. 一般労働者派遣に関する業務</p> <p>6. 前各号の目的達成のために附帯し、または、関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p><新 設></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式および株主</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、15,760,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p><新 設></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は、500株とする。</p> <p>2 当社は、1単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>杉並区</u>に置く。</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1 取締役会</u></p> <p><u>2 監査役</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、15,760,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、500株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p><新 設></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第8条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第9条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p><削 除></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、<u>質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、届出の受理その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、<u>毎決算期末日の翌日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。</u></p> <p><新 設></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p>	<p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り<u>および売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の<u>基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p><新 設></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数によって決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第15条 <u>株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 <新 設></p> <p>取締役会の決議により取締役会長、取締役社長及び取締役副社長をそれぞれ1名、専務取締役並びに常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>2 取締役社長並びに取締役副社長はそれぞれ会社を代表する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 <現行どおり></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>取締役会長、取締役社長および取締役副社長をそれぞれ1名、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>3 取締役社長ならびに取締役副社長はそれぞれ会社を代表する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p><新 設></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p><新 設></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <現行どおり></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第30条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、毎年3月31日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第31条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を支払うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第33条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払いの利益配当金には、利息をつけない。</p>	<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間等)</p> <p>第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 前項の金銭には、利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成13年6月22日開催の第35期定時株主総会において、年額120百万円以内にご承認いただき、今日に至っておりますが、賞与その他の職務執行の対価等諸般の事情を考慮いたしまして、年額150百万円以内といたしたく存じます。

また、監査役の報酬額は、平成17年6月28日開催の第39期定時株主総会において、年額20百万円以内にご承認いただき、今日に至っておりますが、将来の社外監査役の増員に備えるため、年額40百万円以内といたしたく存じます。

上記提案は、業務執行の利便性の確保の観点からも、当該役員の貢献意欲や士気を高めるためにも、会社として必要な措置と考えます。

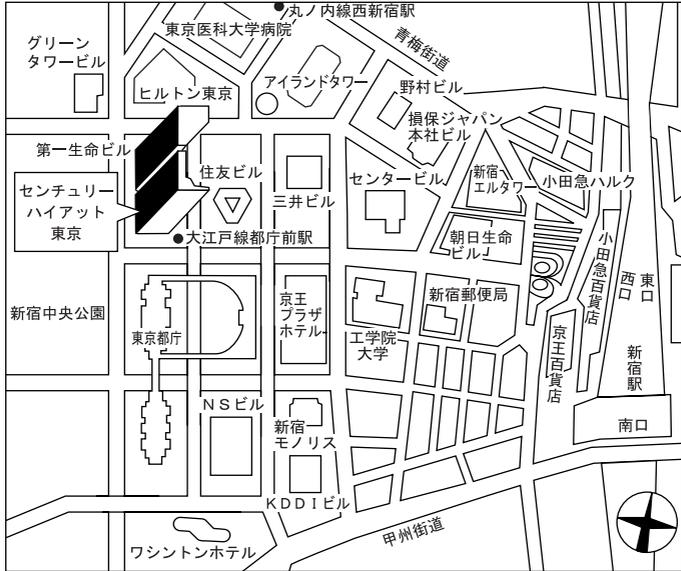
なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は7名であり、監査役は3名であります。
なにとぞご承認賜りますようお願いいたします。

以上

MEMO

株主総会会場ご案内図



センチュリーハイアット東京

東京都新宿区西新宿2丁目7番2号

地下1階『白鳳』の間

- 新宿駅(西口)より徒歩約10分
- 東京メトロ丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分
- 都営地下鉄大江戸線都庁前駅に直結

平成 18 年 6 月 27 日

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚一丁目 62 番 3 号
システムズ・デザイン株式会社
代表取締役社長 細 谷 徳 男
(証券コード 3766 JASDAQ)

第 40 期定時株主総会招集ご通知の訂正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 18 年 6 月 12 日付をもってご送付申し上げました当社第 40 期定時株主総会招集ご通知の一部に誤りがございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきたいと存じます。

敬具

記

訂正箇所

- 第 40 期定時株主総会招集ご通知の「第 1 号議案」のうち 12 頁記載の「損益計算書」の「特別損失」の記載内容
(正) 固定資産除却損
(誤) 固定資産除去損
- 第 40 期定時株主総会招集ご通知の（ご参考）のうち 20 頁記載の「連結損益計算書」の「特別損失」の記載内容
(正) 固定資産除却損
(誤) 固定資産除去損
- 第 40 期定時株主総会招集ご通知の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」のうち 34 頁記載の第 3 号議案 1 行目、第 35 期定時株主総会開催日
(正) 平成 13 年 6 月 15 日
(誤) 平成 13 年 6 月 22 日

以上